



「白樺」

TAINS だより新年号をお届けします。

昨年はバージョンアップされた TAINS6.1 がリリースされてから1年が経過し、ユーザーの皆様方から頂いた様々なお声を役立てるべく、新たなシステム改修に取り組んでまいりました。

税理士新規登録者に対する6か月無料施策を昨年開始するなど、TAINS に未加入の先生方へのアプローチを積極的に行っていくための様々な施策を本年も予定しております。このコロナ禍のなかでもより多くの皆様に TAINS6.1 をご利用いただけるように、出来得ることを精一杯行ってまいりたいと思います。

昨年も、一昨年と同様に未曾有のコロナ禍に翻弄された一年でしたが、本年は一日でも早くコロナ禍から回復し日常を取り戻し、会員の皆様が発展的な年になりますようにご祈念申し上げます。

また、本年も昨年同様 TAINS をご愛顧くださるようお願いいたします。

一般社団法人 日税連税法データベース
上田 健一

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

Contents / 目次

2022 新年号
VOL28 No.229

- 特別寄稿 _____ 2
2020～2021年重要・ワースト判決・裁決10選
—三木と青木が選ぶ税理士目線の10大事例—
青山学院大学名誉教授・TAINS編集長 三木義一
香川大学法学部教授・税理士 青木 文
- メールニュース (2021年10月～2021年12月収録) _____ 11
- TAINS検索ランキング _____ 18
(2021年1月～2021年12月)
- DB収録情報、会員数 _____ 20

2020～2021年重要・ワースト判決・裁決10選 —三木と青木が選ぶ税理士目線の10大事例—

青山学院大学名誉教授・TAINS編集長 三木 義一
香川大学法学部教授・税理士 青木 丈

はじめに

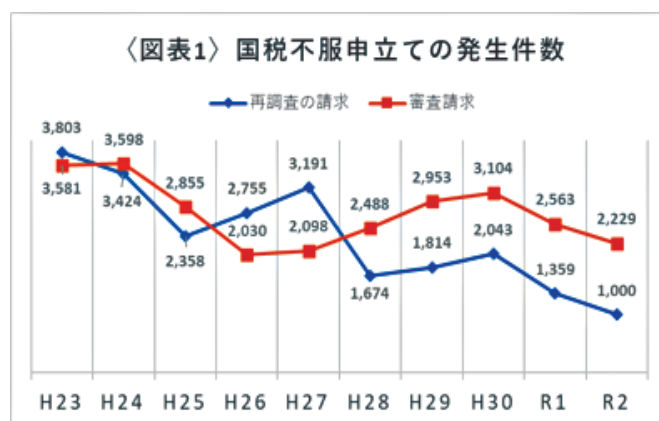
2020年から2021年前半（9月まで）にかけて示された判決・裁決のうち、一般の税理士業務にとって重要と思われる事例を10件ほど本稿で紹介しておきたい。まず、タイトルをベスト・ワーストにしなかったのは、当該事案においては良いと言えても一般的には必ずしも良いとばかりは言えない側面もあるので、「重要」判決として5件を、次にこれでは納税者は救われないと考えたワースト判決を5件ほど取り上げた。また、最近10年ほどの租税争訟の状況（発生件数と認容率）についても冒頭で分析した。こうした現状分析や判決等の紹介がTAINS会員の仕事に役立つことがあれば幸いである。

1 近年の租税争訟の状況

ここでは、まず、近年の国税及び地方税に関する不服申立てと訴訟の発生・終結状況¹を簡単に分析しておこう。結論から先に言えば、近年の租税争訟の状況は件数も認容率（納税者が勝った割合）も低調で芳しくないということになるのだが、直近の代表的な事例の概要を把握する前に、租税争訟のかような状況を確認しておくことも有意義であろう。

(1) 発生状況

まず、最近10年間の国税不服申立ての発生状況は、図表1のとおりである（このうち「再調査の請求」については、平成28年3月31日以前の処分に係るものについては「異議申立て」をいう。以下同じ。）。



直近の令和2年度の再調査の請求の発生件数はジャスト1,000件である。これについては、前年度（令和元年度）の1,359件が、最近10年間の最低値というだけでなく、国税庁発足以来最低の件数であった²。令和2年度は、その前年度と比べて26.4%減少し、史上最低の件数を更新してしまった（ピーク時の平成23年度（3,803件）と比べると73.7%もの減少）。

また、審査請求の発生件数については、平成26年度の2,030件が国税不服審判所発足以来最低の件数である。そして、直近の令和2年度の審査請求の発生件数も2,229件であり、前年度と比べ13.0%の減少（ピーク時の平成24年度（3,598件）と比べると38.0%の減少）となっている。

このように、国税不服申立て全体として、ここ数年は減少傾向にあるのだが、コロナ禍の令和2年度の発生件数は更に低調であった。

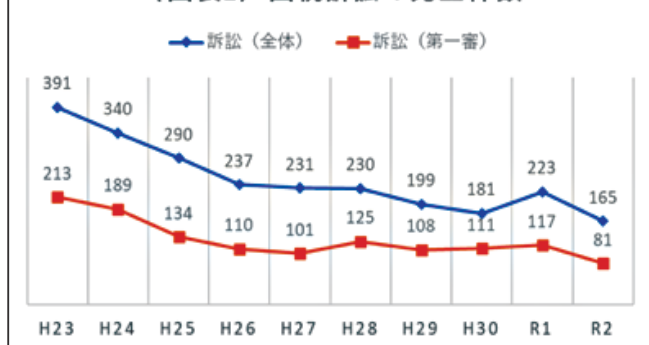
¹ ここで分析するデータは、まず国税争訟については、国税庁「令和2年度における再調査の請求の概要」（令和3年6月）、国税不服審判所「令和2年度における審査請求の概要」（令和3年6月）、国税庁「令和2年度における訴訟の概要」（令和3年6月）を基にしている。また、地方税争訟については、総務省がウェブサイトで公表している「道

府県税の課税状況等に関する調」中の「地方税に関する争訟に関する調」並びに「市町村税課税状況等の調」の中の「不服申立てに関する調」及び「地方税に係る訴訟に関する調」の平成22年度から令和元年度までのものから抽出した。

² 国税庁『国税庁70年史(平成21年6月～令和元年7月)』（令和2年7月）143頁参照。

次に、国税訴訟の発生件数の推移は、図表 2 のとおりである。コロナ禍の令和 2 年度は、(控訴審及び上告審を含む) 全体 (165 件) と第一審 (81 件) のいずれにおいても、最低値となっている。また、訴訟の純粋な発生状況を示しているといえる第一審の発生件数の推移を見ると、特に平成 25 年度以降の減少傾向が気になるところである。なお、先に見た不服申立ての発生件数と比べて訴訟の発生件数がケタ違いに少ないことも一見分かるのだが、これには、不服申立てと訴訟では件数のカウント方法が違うため、単純に件数を比較することができないという事情がある。すなわち、不服申立ての件数は処分ごとにカウントしていることに対して、訴訟の件数は事件ごとにカウントしているのである(例えば、法人税の事件で、3 年分の更正処分それぞれ加算税の賦課決定処分をあわせて 1 つの事件で 6 つの処分が争われている場合には、処分数と事件数で 6 倍もの差が生じることになる)。

〈図表2〉 国税訴訟の発生件数

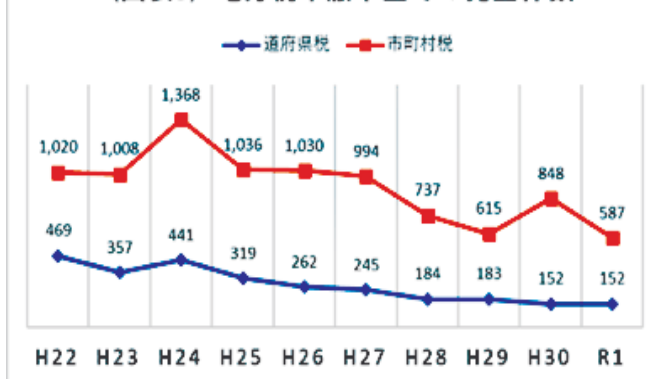


一方、地方税不服申立ての発生件数の推移は、図表 3 のとおりである。なお、地方税の争訟に関するデータが公表されるのは国税よりも 1 年遅いので、直近が令和元年度となっている。

直近の令和元年度の道府県税の発生件数(152 件)はその前年度と同じだが、ピーク時の平成 22 年度(469 件)と比べると 67.5%もの減少が見られる。10 年間を通じて見ても、特にここ数年は減少傾向にあるし、道府県税(10 年間の平均 276 件)は、市町村税(同 924 件)と比べて件数が少ないという特徴がある。

また、市町村税の直近の令和元年度の発生件数(587 件)はその前年度(848 件)と比べて 30.7%減少し、ピーク時の平成 24 年度(1,368 件)と比べると 57.0%もの減少が見られる。10 年間を通じて見ても、やはり減少傾向にあることが分かる。もっとも、市町村税の基幹税である固定資産税については、3 年に一

〈図表3〉 地方税不服申立ての発生件数

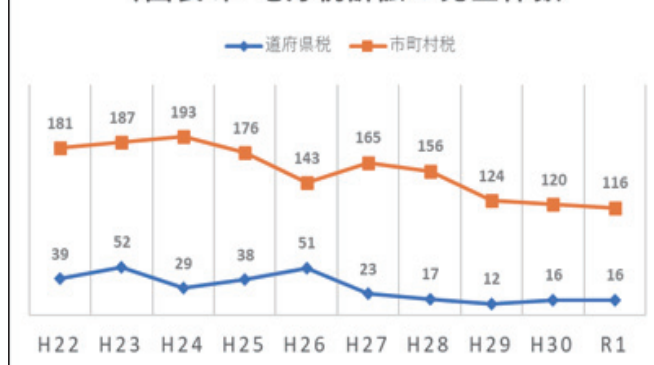


度、固定資産の評価替えがあるので、そのタイミングで件数が上がっていることが分かる(この 10 年間のうち評価替え年度は、H24 年・27 年・30 年度)。

この 10 年間の地方税全体の不服申立ての発生の平均値は、1,201 件である。これに対して、国税不服申立ての同じ 10 年間の発生件数の平均値は 3,863 件であった。このように国税不服申立てと比べて地方税不服申立ての件数が少ない原因の一つは、基本的に国税では申告納税制度が採用されていることに対して、地方税は賦課課税制度が採られていることにあるのかもしれない。

また、地方税に関する訴訟の発生件数の推移は、図表 4 のとおりである。これを見ると、先に見た不服申立てと同様に近年は減少傾向である。また、特に道府県税の件数が非常に少なく、近年はわずか十数件しかないため、この傾向が続くと、そのうち件数がゼロになってしまうかもしれない。ちなみに、地方税全体の訴訟発生件数の平均値は 185 件である。これに対して、国税では 267 件であった。

〈図表4〉 地方税訴訟の発生件数



(2) 認容率

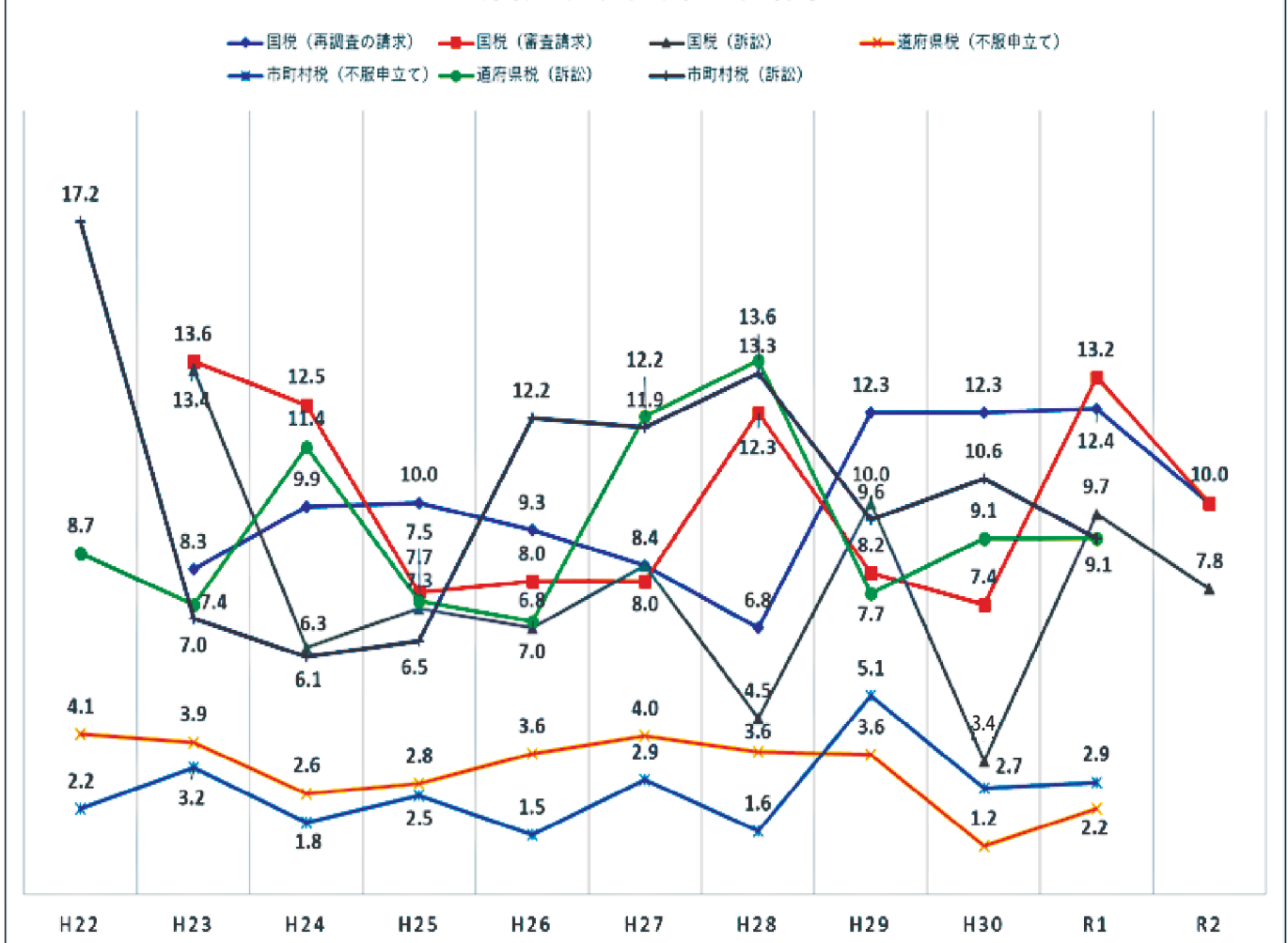
どれだけの納税者が救済されたのかを示す認容率（一部認容と全部認容の合計）については、国税・地方税の争訟（不服申立て・訴訟）をまとめて見よう（図表 5）。なお、前述のように国税よりも地方税の方がデータの公表が 1 年遅いので、両税に 1 年間のずれがあることに留意いただきたい（国税は H23～R2，地方税は H22～R1）。

まず、国税争訟（不服申立て及び訴訟）の推移を見てみると、訴訟の認容率が不服申立て（再調査の請求及び審査請求）と比して総じて低い値を示していることが分かる（ただし、H23 は例外）。つまり、近年の国税争訟の認容率は、訴訟よりも不服申立ての方が高い傾向にあるということである（過去 10 年間の認容率の平均値は、再調査の請求 10.0%，審査請求 10.4%，訴訟 7.7%）。これは、不服申立段階での認容は確定し、訴訟に移行するのは不服申立段階で認

容されなかったものだけであるということに鑑みれば、当然の傾向ともいえる。

一方、地方税争訟では、国税とは真逆で、不服申立ての認容率が訴訟と比して総じて低い値を示していることが分かる。そして、地方税不服申立ての認容率が非常に低いこと（道府県税の平均 3.2%，市町村税の平均 2.6%）は、気になるところである。国税争訟に関するこの 10 年間の最低の認容率は平成 30 年度の訴訟の 3.4%で、この低すぎる割合が当時話題にもなったのだが、地方税不服申立てでは道府県税と市町村税のいずれにおいても、10 年間の認容割合の平均値でこれを下回ってしまっているのだ。これらと比べて地方税の訴訟については、道府県税と市町村税いずれにおいてもかなり高い数値を示している。かような現状は、不服申立前置主義の下で不服審査制度に期待される前さばき機能が有効にワークしていないと評価することもでき、問題視すべきことかと思われる。

〈図表5〉租税争訟の認容率



2 重要事例5選

では、これから、特に税理士業務にとって重要と思われる事例を5件ほど紹介したい。

我々が選んだのは、次の5件である。

順位	裁判所・期日（コード）／概要（結果）
1	最判令和2年3月24日(Z888-2296) みなし譲渡／取引相場のない株式の時価／配当還元方式か類似業績比準方式か／タキゲン事件／（破棄差戻し）
2	大阪地判令和3年4月22日（Z888-2363） 不動産所得（駐車場収入）の帰属／親子間の土地使用貸借契約の有効性／（納税者勝訴（控訴））
3	東京地判令和2年10月9日（Z888-2344） 土地の評価／「評価通達により難い特別の事情」の有無／無道路の広大な市街地農地／（納税者勝訴（確定））
4	東京地判令和2年6月24日（Z888-2315） 行為計算否認／組織再編に伴う同族会社からの借入／ユニバーサルミュージック事件／（納税者勝訴（上告受理申立て））
5	最判令和3年1月18日（Z999-5426） 遺言無効確認／自筆証書遺言の日付が事実遺言が成立した日と相違している場合／（破棄差戻し）

(1) 第1位：最判令和2年3月24日 (Z888-2296)

まず、第1位に選んだのが、最高裁令和2年3月24日判決、いわゆるタキゲン事件である。これは、非上場株式を譲渡した際の株式評価における株主区分は譲渡前の議決権割合によるべきであるとして、配当還元方式を支持した原判決を破棄、差し戻された事例である。いわゆる支配株主と少数株主間の株売買があった場合の「時価」問題に決着をつけた最高裁判決であると評価できる。ちなみに、本判決はTAINSの2021年の年間閲覧数第2位であった。

支配株主だと10億円する株式でも、少数株主にとっては配当還元の5千万円の価値しかない場合の譲渡課税についての「時価」をどちらの視点で見るとかが問われたのだが、原審は少数株主の立場からの評価額が時価だとしていたものを最高裁は覆した。これについてTAINSの要点では、以下のように紹介されている。

納税者（被上告人）は、少数株主である法人に対して非上場株式を配当還元価格で売却しました。売却価額が類似業種比準方式に基づく価額の2分の1に満たないことから低額譲渡として課税庁は更正処分をし、納税者はその取消しを求めて訴えました。地裁では、譲渡所得なので譲渡直前の議決権割合による納税者の主張が退けられ、高裁では、評価通達からは譲渡直前の議決権と読み取れないとして課税処分が取り消され、不服な課税庁が上告しました。

最高裁は、相続税や贈与税は財産を取得した者の取得財産に課されるものだから取得した株主の会社への支配力に着目した評価方法を用いるべきですが、譲渡所得は、譲渡人の資産の値上がり益に課されるものだから譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきであり、譲受後の議決権割合による配当還元方式を時価とする高裁判決には所得税法59条1項の解釈適用を誤った違法があるとして、破棄、差し戻しました。

最高裁によれば、相続税の評価通達は、「相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、株式を取得した株主の会社への支配力に着目したもの」であり、これに対し、「譲渡所得に対する課税においては、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきもの」だというのである。

これによって、相続税対策のために少数株主に株を譲渡しておくという節税策が封じ込められたと言えるが、同時に、所得税の取扱いに安易に相続税の通達を援用してきた課税庁の実務にも警鐘を鳴らし、通達しか見ない税理士業務の危険性も示したといえよう。

(2) 第2位：大阪地判令和3年4月22日 (Z888-2363)

第2位は大阪地裁令和3年4月22日判決、すなわち、親子間での土地の使用貸借契約は有効に成立し、駐車場収入は、納税者ではなく子らに帰属するとした事例である。これについてTAINSの要点では、以下のように紹介されている。

納税者（原告）は、子ら（長男及び長女）との間で、各土地の使用貸借契約及びその土地に敷設された舗装等の贈与契約を締結し、駐車場収入は子らに帰属するものとして申告したところ、処分行政庁から、駐車場収入は納税者に帰属するとして更正処分を受けま

した。

大阪地裁は、使用貸借契約書の署名・押印に至る経緯、納税者の知識・経験等を総合すれば、納税者が使用貸借契約書の基本的な内容を認識した上で署名・押印した事実が認められるとして、納税者が契約内容を認識していないから使用貸借契約は成立していない旨の国(被告)の主張を退けました。また、本件各取引は、長男と税理士法人が租税負担を免れることを目的に企図した旨の国の主張に対しては、節税効果を発生させることを動機として使用貸借契約を締結することはあり得るものであるから、上記の目的がある場合であっても、処分証書の法理にいう「特段の事情」があるとするはできないとしています。

そして、使用貸借契約は対価を払わないで他人の物を借りて使用収益する契約であるから、予らば、納税者から与えられた各土地の使用収益権に基づき、第三者との間で賃貸借契約を締結し、駐車場収入を得ることになり、他方、納税者は駐車場収入を得ることはできないことになると判示しました。

読者はどう思うだろう。確かに理屈としてはわかるが、この判断によって贈与税回避が容易にできることになる。しかし、果たして高裁や最高裁でもこの判断が維持されるかは不明だ。したがって、税理士が依頼者にすぐにこの仕組みを知らせるのは良いが、それを実践することは上級審で決着がつくまでは控えておいた方が良いように思われる。

(3) 第3位：東京地判令和2年10月9日 (Z888-2344)

第3位は東京地裁令和2年10月9日判決で、これは、広大な市街地農地の評価につき、実際の宅地造成費等が評価通達による減価額を著しく超えるとして、「評価通達により難い特別の事情」があると認められた事例である。これについて TAINS の要点では、以下のように紹介されている。

納税者(原告)は、相続税申告後、本件土地(1,461㎡の市街地農地・生産緑地・無道路地)の価額につき、鑑定評価等に基づき571万円と評価し更正の請求をしましたが、課税庁は、それを認めず、評価通達に基づき2,172万円と評価して更正処分をしました。本件の争点は、土地の評価につき評価通達により難い特別の事情があるか否かです。

裁判所では、本件土地は、宅地転用に当たり、評価通達40-2《広大な市街地農地等の評価》や24-4《広

大地の評価》の定めが想定する2,052万6,444円(減価額)程度を著しく超える、5,058万5,611円(評価通達ベース額である80%に引き直して4,046万7,488円)の宅地造成費等(道路提供土地買取価格、造成工事費、倉庫取壊費用)を要するのであるから、評価通達により難い特別の事情があると認めました。

そして、評価通達により難い特別の事情が認められるのに、評価通達に基づき行った更正処分は違法であるとして、納税者の請求を全部認容しました。

周知のように、財産評価基本通達総則6項(この通達の定めにより難い場合の評価)は「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定めて、評価通達のルールに従わない評価方法によることを例外的に認めている。近年、この総則6項は、課税庁側の伝家の宝刀として、納税者による過度な節税を否認するために用いられることが多く、裁判例もその運用を是認してきた。

しかし、本来、総則6項は硬直的な評価通達から納税者を救うための役割もあるのであり、本判決はそのことを想起させてくれるものとして評価できよう。

(4) 第4位：東京高判令和2年6月24日 (Z888-2315)

第4位は、東京高裁令和2年6月24日判決、いわゆるユニバーサルミュージック事件である。これは、本件借入れが本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等の一環として行われた以上、本件借入れが同族会社であるためにされた不自然、不合理な租税負担の不当回避行為であるといえないとした事例である。

裁判所は、租税回避否認規定の適用をするための要件を以下のように解した。

同族会社が当該同族会社の株主等又はその関連会社からした金銭の無担保借入れが不当性要件に該当するか否かについては、当該借入れの目的、金額、期間等の融資条件、無担保としたこと理由等を踏まえた個別、具体的な事案に即した検討を要するものというべきである。特に、上記のような借入れが当該同族会社の属する企業集団の再編等の一環として行われた場合においては、組織再編成を含む企業再編等は、その形態や方法が複雑かつ多様であるため、これを利用する巧妙な租税回避行為が行われやすく、租税回避の手段として濫用されるおそれがあること等に照らすと、①当該借入れを伴う企業再編等が、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出した

りするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような借入れを伴う企業再編等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情も考慮した上で、当該借入れが経済的合理性を欠くか否かを判断すべきである。

そのうえで、「本件借入れが専ら経済的、実質的見地において純粹経済人として不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであるというべき事情は見当たらない」として、法人税法 132 条 1 項（同族会社等の行為又は計算の否認）にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たらないとした。

この判示は、行為計算否認規定の安易な拡張解釈に歯止めを打ったものと評価することができよう。ただし、本件は国側から上告されていることから、今後最高裁での判断が注目される。

(5) 第 5 位：最判令和 3 年 1 月 18 日 (Z999-5426)

第 5 位には、最高裁令和 3 年 1 月 18 日判決を選んだ。これは、自筆証書遺言書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって同証書による遺言が無効となるものではないとされた事例であって、租税訴訟ではない。しかし、税理士が遺言に関与する事案が増えていると思われるので、遺言の効力について、最高裁が示した判断を紹介しておくのも意義があらうと考えたわけである。

要は遺言書を書いた日と押印した日が違っていた事例であるが、TAINS の要点を見てみよう。

A(平成 27 年 5 月 13 日死亡)は、平成 27 年 4 月 13 日、入院先の病院で、自筆証書による遺言(本件遺言)の全文、同日の日付及び氏名を自書し、退院して 9 日後の同年 5 月 10 日、弁護士の立会いの下、押印しました。本訴請求は、A の妻ら(被上告人ら)が、自筆証書遺言書に本件遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているなどと主張して、A の内縁の妻ら(上告人ら)に対し、本件遺言が無効であることの確認等を求めたものです。原審は、本件遺言は無効であると判断して、A の妻らの本訴請求を認容しました。

最高裁では、民法 968 条 1 項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書並びに押印を要するとした趣旨は、遺言者の真意を確保すること等にあるところ、必要以上に遺言の方式を厳格に解するとき、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがあるとして、本件の事実関係の下では、自筆証書遺

言書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって直ちに本件遺言が無効となるものではないとしました。そして、原判決中本訴請求に関する部分を破棄し、本件遺言のその余の無効事由について更に審理を尽くさせるため本件を原審に差し戻しました。

日付の記載と署名が終わったところで、判子がないことに気づいた。最高裁は、判子を押した日が遺言書作成日だからこの遺言書は不適正だが、そのことだけで無効にするのも酷だ、と述べたことになる。税理士として、もしこんな場面に遭遇したら、判子をすぐを買ってくるか、最後の手段としては拇印があることを知っていれば避けることができた事案であるかと思われる。

3 ワースト 5

一方、ワースト判決(納税者は救われないと考えた事例)は、以下の 5 件である。

順位	裁判所・期日(コード) / 概要(結果)
1	最決令和 2 年 2 月 12 日(Z888-2351) 調査の違法(事前通知) / 帳簿不提示と仕入税額控除 / ヒノックス事件 / (上告棄却・不受理)
2	東京高裁令和 3 年 9 月 8 日(Z888-2368) 小規模宅地等の特例 / 生計一要件の該当性 / 成年後見人が事業の用に供していた土地 / (棄却(上告受理申立て))
3	東京高裁令和 2 年 6 月 24 日(Z888-2346) 土地建物の評価 / 「特別の事情の有無 / 節税目的で取得した不動産に評通 6 を適用 / (棄却(上告・受理申立て))
4	東京高裁令和 2 年 7 月 2 日(Z888-2307) 更正の請求 / 破産会社が過払金返還債権の確定により過年度の決算を修正する処理 / クラヴィス事件 / (原判決破棄・被上告人の控訴棄却)
5	最判令和 3 年 6 月 24 日(Z999-2365) 遺産分割の成立による更正の請求等 / 確定判決による株式評価額の変更の是非 / (破棄自判)

(1) 第 1 位：最決令和 3 年 2 月 12 日 (Z888-2351)

我々がワースト第 1 位に選んだのは、最高裁令和 3 年 2 月 12 日決定、いわゆるヒノックス事件である。もともと、最高裁は不受理としたので、具体的な判断をしたのは、東京地裁令和元年 11 月 21 日判決(Z269-13343)及

び東京高裁令和2年8月26日判決(Z888-2311)である。これは、仕入税額控除に係る帳簿等を提示しなかったことは帳簿等を保存しない場合に該当し仕入税額控除は認められないとされた事例であり、TAINSの要点では、以下のように紹介されている。

課税庁が、事前通知をすることなく、調査のため納税者の事務センターに臨場したところ、税務代理人である税理士は、事前通知をしない理由が説明できない調査は違法であるなどと述べ、通則法74条の10該当の根拠等を文書で回答するよう求め、回答がされない限り課税庁との面談にも応じることができないと主張しました。

課税庁は、事前通知を行わない理由を説明する義務はなく、文書又は口頭での回答をする予定はないことを説明し、事前通知後に繰り返し調査実施を要求したが、調査に応じなかったため、消費税の帳簿等の保存がないとして仕入税額控除を否認しました。

東京高等裁判所は、①納税者は、帳簿等の検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していたとはいえず、法30条7項の「保存しない場合」に該当するため、仕入税額控除を定めた同条1項の適用を受けることができないこと、②本件各更正処分に理由提示違反その他の違法があるとはいえないことから、本件各更正処分は適法であると判断しています。

その後、最高裁で上告棄却・不受理で確定しました。

本件では、1年3か月もの間にわたり税務代理人が税務調査への対応を拒み続けた結果、約40億円もの仕入税額控除が否認されてしまった。これは、調査拒否を続けた税理士にも問題はあがる(拒否のために本店移転も繰り返している)。だからといって、巨額の仕入税額控除の否認を制裁的手段のように機能させた課税も許されるものでもないだろう。本来、調査拒否には、質問検査拒否妨害罪(通法128二)や提示・提出要求不応諾罪(同三)といった罰則が用意されており、これを適用するか、あるいは査察調査に移行して、帳簿書類等を確認すれば仕入税額控除を認めることは可能だったはずである。いずれにせよ、仕入税額控除制度に調査拒否に対する処罰効果を付与した判決として、今後も批判をしていかねばなるまい。

(2) 第2位：東京高判令和3年9月8日 (Z888-2368)

ワースト第2位は、東京高裁令和3年9月8日判決である。これは、被相続人の成年後見人である納税者

が事業の用に供していた土地について、小規模宅地等の特例に定める「生計を一にしていた」との要件を充たさないとされた事例である。TAINSの要点を確認しよう。

納税者(控訴人)は、相続により取得した土地(納税者が大工業の用に供していたもの)につき、租税特別措置法69条の4第1項1号に規定する小規模宅地等の特例(本件特例)を適用して相続税の申告をしましたが、被相続人と納税者は「生計を一にしていた」とは認められず、本件特例の適用は認められないとして更正処分等を受けたことから出訴しました。原審(横浜地裁)は、納税者の請求を棄却したため、納税者が控訴しました。

東京高裁でも、原判決を維持し、本件特例の趣旨(担税力の減少への配慮)解釈を前提に、日常生活費の管理状況、甲と丙は同居していないことなどから、甲が土地上で営んで大工業によって丙の生計が支えられていたとは到底いえないとして、その土地は、丙と「生計を一にしていた」甲の事業の用に供されていた宅地等には当たらず、本件特例を適用することはできないと判断しました。なお、納税者は、「生計を一にしていた」との要件は、所得税法56条と同様、財布(生計)が一つの状態と言えるかという観点から判断すべきこと、本件は、成年後見人事案であり、「居住費、食費、光熱費、その他日常生活の費用」を共通していたといえるから、「生計を一にしていた」との要件を充足していることなどを補足主張しましたが、認められませんでした。

成年後見は活用しにくい制度であるといわれているが、このように真面目に成年後見に従い処理をすると、生計を一にしていないという理由で特例適用がされないこととされてしまうと、成年後見制度の崩壊につながるのではないかと懸念されるのである。

(3) 第3位：東京高判令和2年6月24日 (Z888-2346)

ワースト第3位は、東京高裁令和2年6月24日判決である。これは、節税目的で取得した不動産の評価について、評価通達によらないことが相当と認められる特別の事情があるので、鑑定評価額によって評価した事例である。ちなみに、本判決はTAINSの2021年の年間閲覧数第1位であった。TAINSの要点では、以下のように紹介されている。

本件は、相続人(原告・控訴人)が、相続により取得した土地建物を財産評価基本通達(以下「評価通達」という)の評価方法により評価し申告したところ、課税庁は、当該不動産について評価通達により評価することが著しく

不適当と認められるとして、鑑定評価額に基づいて更正処分をしたので、その取消しを求めた事件です。争点は、当該不動産の評価について評価通達以外の評価方法が認められるかです。

地裁は、当該不動産が相続数年前に多額の借入金によって取得されており、評価通達による評価額は、鑑定評価額の約4分の1の額にとどまっており、相続直後に当該不動産を売却した価格が、鑑定評価額よりも大きいもの等であったことから、評価通達の定める評価方法を形式的に用いるという形式的な平等を貫くと、このような行為を行わなかった他の納税者との間で、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかであるとして棄却しました。高裁は、法の趣旨及び評価通達の趣旨に反する特別の事情があるとして控訴を棄却しました（上告）。

これは、近時の評価通達によらない時価課税の先鞭をつけた課税処分に対する判決で、租税回避スキームを規制したものである。本件取引は確かに、かなり露骨な租税回避スキームとの印象を与えるものであるが、それにして過少申告加算税を賦課することはあまりにも不合理であろう。

なお、本稿執筆中に最高裁での弁論が決まったとの報告を受けた。高裁判決のどの部分が改まるか現時点では不明だが、課税そのものが覆る場合には、実務が大混乱するかもしれない、今後注目していただきたい。

(4) 第4位：最判令和2年7月2日 (Z888-2307)

ワースト第4位は、最高裁令和2年7月2日判決、いわゆるクラヴィス事件である。これは、破産会社が過払金返還債権に係る不当利得返還義務を負う確定をうけ過年度決算を修正した会計処理は、公正処理基準に従っておらず、更正の請求が認められないとされた事例である。これについて TAINS の要点では、次のように紹介されている。

本件は、破産会社の破産管財人（原告・控訴人・被上告人）が、破産手続において過払金返還債権が破産債権者表に記載され、確定判決と同一の効力により確定したことを前提に当該債権に対応する制限超過利息部分が過大であったとして更正の請求をしたところ、課税庁（被告・被控訴人・上告人）から更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたため、その取消しを求めた事案です。

争点は、本件更正の請求が国税通則法 23 条 1 項

及び 2 項の要件を満たすかです。

地裁は、不当利得返還義務に係る損失が生じた日の属する事業年度において当該損失を損金の額に算入するのが相当であるとし、破産管財人の請求を棄却しましたが、高裁は、過年度決算を修正した会計処理は公正処理基準に合致するものとし、認容しました。

最高裁は、控訴審を是認せず、法人税法の原則から前期損益修正によることが公正処理基準に合致するとし、破産会社であっても過年度の収益を減額する計算は、前期損益修正と異なる取扱いを許容する特別な規定はなく、企業会計上も公正妥当な会計慣行として確立していないから、法人税法が原則に対する例外として認容していると解せず、公正処理基準に従ったものということとはできないとし、地裁審判決を正当とし、破産管財人の控訴を棄却しました。

この最高裁の判示によって、破産会社が過年度分の修正をする余地はなくなってしまったことになる。この意味で、まさに納税者が救われない判決であったと評価することができよう。

(5) 第5位：最判令和3年6月24日 (Z888-2365)

最後にワースト第5位は、最高裁令和3年6月24日判決である。これは、遺産分割の成立による更正の請求（相法 32 一）及び更正（相法 35③一）では、確定判決で認定された株式の価額を用いて税額等の計算をすることはできないとされた事例である。例によって、TAINS の要点から引用しよう。

納税者（被上告人）は、相続税法 55 条《未分割遺産に対する課税》に基づき相続税の申告（当初申告）後、本件各株式に評価誤りがあるとして更正処分を受けたことから、その取消しを求めて出訴しました。裁判所では、本件各株式の評価方法及び価額を認定し、更正処分のうち当初申告に係る税額を超える部分を取り消しました（前件判決）。その後、納税者は、遺産分割が成立したことから、本件各株式の価額について、前件判決の認定価額（1株当たりA社株式 4,653円、B社株式 1万9,132円）に基づき更正の請求をしましたが、当初申告の価額（1株当たりA社株式 1万1,185円、B社株式 2万1,029円）に基づき更正をすべき理由がない旨の通知処分等を受けたことから、本訴に及びました。

原審及び原々審では、本件のような場合、取消判決の拘束力（行訴法 33①）が及ぶことから、前件判決の

認定価額を基礎として遺産分割後の税額等を計算しなければならぬとして、納税者の請求を認容しました。一転して、最高裁では、更正の除斥期間が経過している本件の場合、課税庁は前件訴訟の認定価額を基礎として税額等を計算する法令上の権限を有していないから、当初申告の価額を基礎として税額等の計算をすべきことになると判断して、原判決を破棄し、納税者の請求を棄却しました。

本件は、未分割の状態での申告後、相続財産の評価方法及び価額が別件判決によって修正され、その後遺産分割が確定したことを前提として更正の請求が行われたという事例である。このような場合について、最高裁によれば、遺産分割後の更正の請求の特則（相続税法 32 一）ではなく、国税通則法 23 条 2 項に基づく後発的事由による更正の請求の手續をとれ、ということになる。しかし、その時点でも未分割であったのであるから、それも困難な状況だったのだ。この意味で、ワースト第 4 位のクラヴィス事件と同様、本判決についても、まさに納税者が救われない判決であったと評価することができよう。

4 番外編～重要と思われる裁判例の紹介

ご覧いただいたように今回の 10 選は全て裁判例であり、裁判例は選ばれなかった。その理由は、国税の審査請求や地方税の不服申立てでは、事実認定の争いが多く、比較的地味な印象で汎用性も低いと思われたからである。とはいえ、裁決で認容された部分はそこで確定し、上訴されることはないという意味においては、重要である。また、特に地方税不服申立ての裁判例については、平成 26 年に全部改正された行政不服審査法が平成 28 年 4 月に施行されたことに伴い、総務省行政管理局が運営する「行政不服審査裁決・答申検索データベース」が構築され、これによって従来であれば非公開とされてきた多くの裁判例等が日の目を見ることになった。

そこで、ここでは番外編として、特に地方税で認容された裁判例の中から興味深い事例を 2 つほどご紹介しよう。

(1) 2以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属(福岡県春日市裁決令和 2 年 4 月 14 日(F0-7-022))

これは、処分庁が、審査請求人Aと参加人Bの間で扶養親族(子 2 人)が重複していることから、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が大きいBの扶養親族として取り扱い、Aに対して平成

30 年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額変更処分をしたことについて、Bの生活費等の送金に継続性は認められず、Bと同居していない子 2 人は、扶養親族の要件であるBと「生計を一にしている」(地方税法 292①八)とはいえないとして、特別徴収税額変更処分が取り消された事例である。

子供等の扶養親族を両親の双方が扶養控除の対象としてしまう重複適用の場合、従来は前年の課税所得が大きい有利な方に適用する運用がなされていたようである。しかし、本事例では、丁寧な事実認定を行ったうえで、審査請求人の請求を認容している。ちなみに、マイナンバー制度が始まったことで、扶養控除の重複適用が見つけやすくなったと考えられるので、今後もこのような事例が出てくるものと推測できる。

(2) 処分の不当性を理由に認容した事例(鳥根県益田市裁決令和 3 年 3 月 10 日(F0-7-016))

これは、処分庁(益田市長)が、審査請求人が所有する 1 筆の土地につき、法面部分(山林並雑種地)と平地部分(雑種地)との地積により分割評価を行い、固定資産税の賦課決定をしたことについて、現況を反映したものではないと推定される地積に分割評価された固定資産税の賦課決定は、処分庁が負う地方税法上の義務に照らし、違法とまではいえないものの、妥当性を欠くものと判断され、固定資産税の賦課決定処分が取り消された事例である。

行政不服審査においては、訴訟とは異なり、処分の違法性だけでなく、不当性を理由に取り消すことができる(行審法 1①)。これは不服申立ての大きなメリットであるのだが、かつては、処分の不当性を理由とする認容裁判例はほぼ皆無であった。しかし近年は、総務省のデータベースが構築されたことによって、地方税の裁判例で、そのような事例が散見されてきており、本事例もその一つである。

そもそも固定資産税は市町村税の基幹税でありながら、地方団体のミスによる課税誤りの報道が絶えない。かような現状に鑑みれば、固定資産税の賦課決定の不当性を認定する不服審査に期待される役割は大きいといえよう。

おわりに

以上、税理士・納税者の目線から気になる判例裁判例を紹介した。本稿が、皆さんのお仕事に少しでも役立つ事を心から願っている。

TAINSメールニュース No.540 2021.10.07

取引相場のない株式～外国子会社所有の定期傭船契約付き船舶の評価～

(令02-10-01 東京地裁 認容 確定 納税者勝訴Z888-2361)

原告は母からE社の株式の贈与を受けましたが、そのEが全株を保有する外国子会社は、定期傭船契約付き船舶を70隻所有していました。本件は、売却船舶3隻を除く67隻の評価について争われた事件です。E社の株式は、贈与日当時、評価通達185所定の純資産価額方式によって評価すべきものです。

原告は、外国子会社の株式の価額は、資産額よりも負債額の方が上回るため、外国子会社の株式及びE社の株式の価額はいずれも0円であることから、贈与税の納税申告書を提出しませんでした。裁判所は、次のとおり判断し、処分行政庁の贈与税の決定処分等は違法であるとして、原告の請求を認容しました。

定期傭船契約付き船舶の価格鑑定の方式としては、取引事例比較法、収益還元法のいずれも合理性を有するものであるから、これらの方式のうちいずれを採用するかによって直ちにその価格評価の適否が決せられるものではなく、鑑定の具体的な評価・算定方法の適否が更に検討されるべきものである。

原告鑑定では、本件係争船舶につき収益還元法(DCF法)を用いている。57隻については、被告の主張に係る残存傭船期間、契約傭船料、船舶管理費等についても合理性が認められ、そのほかについても不合理な点はうかがわれないから、原告鑑定における価格評価は精通者意見価格として参酌することができる。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2361

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.541 2021.10.14

駐車場収入の帰属／親子間の土地使用貸借契約の有効性

(令03-04-22 大阪地裁 却下・認容 控訴 Z888-2363)

原告は、子ら(長男及び長女)との間で、各土地の使用貸借契約及びその土地上に敷設された舗装等の贈与契約を締結し、駐車場収入は子らに帰属するものとして申告したところ、処分行政庁から、駐車場収入は原告に帰属するとして更正処分を受けました。裁判所は、次のように判示して原告の請求を認容しました。

被告は、原告が使用貸借契約書の内容を全く認識していなかったから、使用貸借契約書は成立したものと認められない旨主張するが、使用貸借契約書の署名・押印に至る経緯、その記載内容、原告の知識・経験等を総合すれば、原告が使用貸借契約書の基本的な内容を認識した上で署名・押印した事実を優に認定することができる。したがって、使用

貸借契約書は真正に成立したものと認められる。

被告は、本件は、長男と税理士法人が租税負担軽減を目的に企図したものである旨主張するが、節税効果を生じさせることを動機として使用貸借契約を締結することはあり得るのであるから、上記の目的がある場合であっても、処分証書の法理にいう「特段の事情」があるとはできない。

使用貸借契約は対価を払わないで他人の物を借りて使用収益する契約であるから、子らは、原告から与えられた各土地の使用収益権に基づき、第三者との間で賃貸借契約を締結し、各土地の賃借人から駐車場収入を得ることになる。他方、原告は、駐車場収入を得ることはできないことになる。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2363

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)



税理士情報ネットワーク

Tax Accountant Information Network System

・入会方法、費用、ID・パスワード、その他についてのご質問

お問い合わせ先

・税法データベースに関するご質問

一般社団法人 日税連税法データベース

TEL 03-5496-1195
FAX 03-5496-1298

日税連税法データベース編集室
(広島は火・金のみ)

東京 TEL03-5496-1416 FAX03-5496-1517
広島 TEL082-555-1310 FAX082-555-1335

TAINSメールニュース No.542 2021.10.21

用途区分／住宅用賃貸部分を含む中古建物／課税売上対応分か共通対応分か

(令03-04-21 東京高裁 一部取消し Z888-2359)

中古不動産の買取再販売を主な事業としている納税者が、販売目的で取得した建物について、消費税の仕入税額控除を「課税売上対応分」に区分して申告しました。これに対して課税庁は、「共通対応分」として更正処分等をしたので、納税者がその取消しを求めたもの(地裁第1事件)です(第2事件省略)。

地裁は、課税仕入れは共通対応分であるとして請求を棄却したため、納税者が控訴しました。高裁は、用途区分等については、地裁と同じ判断をしましたが、過少申告加算税の賦課決定処分は取り消しました。理由は以下のとおりです。

国は、過少申告加算税の賦課決定処分の取消しを不服として上告受理申立てをしました。

税務当局は、平成9年頃、賃貸中マンション購入費用事例について、「課税売上対応分」との回答をしており、その後、本件と争点を同一にする平成17年裁決等において、用途区分を「共通対応分」であると主張して、これが是認されており、回答の見解を変更したことが窺われる。しかし、従来の見解を変更したことを納税者に周知するなど、これが定着するよう必要な措置を講じているとは認められない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2359

※同様事案で判断が分かれた東京高裁判決 Z888-2366も収録済

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.543 2021.10.28

遺産分割の成立による更正の請求等～確定判決に基づく株式評価の是非～

(令03-06-24 最高裁 破棄自判 確定 Z888-2365)

納税者(被上告人)は、遺産分割が成立したとして、更正の請求(相法32一)をしました。その際、株式の価額を当初申告後に確定した判決で認定された価額として税額等の計算をしましたが、認められず増額更正処分等を受けました。

東京地裁及び東京高裁では、行政事件訴訟法33条1項所定の拘束力が及ぶことから、課税庁は、確定判決の認定価額を基礎として遺産分割後の税額等を計算しなければならないとして、納税者の請求を認容しました。一転して、最高裁では、次のとおり判断し、原判決を破棄し、納税者の請求を棄却しました。

相続税法55条に基づく申告の後にされた増額更正処分

の取消訴訟において、個々の財産につき上記申告とは異なる価額を認定した上で、その結果算出される税額が上記申告に係る税額を下回るとの理由により当該処分のうち上記申告に係る税額を超える部分を取り消す旨の判決が確定した場合には、当該判決の個々の財産の価額や評価方法に関する判断部分について拘束力が生ずるか否かを論ずるまでもなく、課税庁は、国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後に相続税法32条1号の規定による更正の請求に対する処分及び同法35条3項1号の規定による更正をするに際し、当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額や評価方法を用いて税額等を計算すべき義務を負うことはない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2365

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&Amaster・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、この情報は、TAINS 本体の判決・裁決等からリンクしており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。雑誌自体の検索も可能となっています。



TAINSメールニュース No.544 2021.11.04

競売で一括取得した土地建物等の取得価額／鑑定評価額の価額比による按分

(令02-09-01 東京地裁 一部取消し・棄却 Z888-2358)

原告は、競売により一括取得した土地、建物及び附属設備について、土地については路線価を、建物等については類似物件を参考とした再調達価格に基づき、これらの価格比により落札金額を按分してそれぞれの取得価額を算出したところ、所轄税務署長から法人税及び消費税等の各更正処分等を受けた事案です。

東京地裁は、固定資産評価額の価額比を用いて落札金額を按分することが合理的とする国側の主張を斥け、原告側の申出により裁判所が採用した鑑定評価に基づきそれぞれの資産の取得価額を算出し、消費税等更正処分等の一部を取り消しました。

本件のように、法人税に係る減価償却費の額及び消

費税の課税仕入れに係る支払対価の額を計算するために、一括して取得された土地及び建物等の取得価額を按分する方法として、当該資産の客観的な交換価値を上回らない価額と推認される固定資産税評価額による価額比を用いることは、一般的には、その合理性を肯定し得ないものではないが、当該資産の個別事情を考慮した適正な鑑定が行われ、その結果、固定資産税評価額と異なる評価がされた場合には、もはや、固定資産税評価額による価額比を用いて按分する合理性を肯定する根拠は失われ、適正な鑑定に基づく評価額による価額比を用いて按分するのが合理的となるというべきである。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2358

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.545 2021.11.11

不納付加算税／告知の予知／実地調査の日程調整依頼後の源泉所得税の納付

(令03-01-20 公表裁決 一部取消し J122-1-02)

本件は、請求人が非居住者に支払った土地の購入代金に係る源泉所得税等について、令和元年7月2日に、原処分庁所属の調査担当職員が、請求人の税務代理である税理士法人Hの担当者に電話連絡で実施調査の日程調整を依頼する中で、「非居住者からの土地の取得があると思われるので確認させていただきたい」と発言し、その3日後である令和元年7月5日に、請求人が本件源泉所得税等を納付したことが、通則法67条《不納付加算税》2項に規定する「当該国税についての調査があったことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否かが争点となった事例です。審判所は次のとおり判断し、不納付加算税の賦課決定処分の一部

を取消しました。

請求人は、署内調査の内容・進捗状況を具体的に認識しておらず、本件源泉所得税等が調査対象になっていることも認識できる状況になかったと認められる。そのような状況において、請求人の取締役による自主的な確認が行われ、その結果、本件代金等の支払時点で譲渡人が非居住者になっていたことが判明し、令和元年7月5日に本件納付をしたことが認められる。このような経緯に照らせば、本件納付は、請求人自身の自主的な確認によって行われたものと評価すべきであって、本件署内調査との関連性は乏しいといわざるを得ない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 J122-1-02

(税法データベース編集室：小菅 貴子)



**要点解説
租税判例総集**

監修：中里 実(東京大学名誉教授) 保坂雅樹(弁護士)
定価 17,600円(10%税込)

国税関係の租税判例の要旨をすべて収録!!

判決の要旨を中心に、テーマ/争点/判断が付されているから、要点を把握しやすい!
電子版では、キーワードでテーマ検索が可能。

電子版付!

詳細は
こちらから! 

お申込は
こちらから! 

ぶらっと
PLAT 税理

ぎょうせい e ライブラリ

日本税理士会
連合会
推薦!!

日本税理士会連合会監修誌『月刊税理』『旬刊速報税理』が
紙 + 電子版 で読み放題!

今なら1か月無料
お試し可能!

詳細は
こちらから! 

株式会社 ぎょうせい 東京都江東区新木場 1-18-11 E-mail: pla_zei@gyosei.co.jp

TAINSメールニュース No.547 2021.11.18

不動産所得の総収入金額～経理処理の変更に伴う消費税等の還付金～

(令02-02-27 非公開裁決 棄却 F0-1-1111)

不動産貸付業を営む請求人は、消費税等の経理処理について税込経理方式を適用して所得税等の申告書を提出していましたが、消費税の還付金額について、不動産所得の総収入金額に算入していませんでした。請求人は、調査開始後、税抜経理方式により、総勘定元帳を改めて作成し、修正申告書を提出しましたが、原処分庁が、税込経理方式を適用していたのであるから当該修正申告書に記載された不動産所得の金額には誤りがあるとして、更正処分等をしたため、請求人が、消費税等の経理処理を税込経理方式から税抜経理方式に変更することを禁じる法令の規定がないにもかかわらず、税込経理方式を適用して不動産所得金額を計算した原処分は違法であるとして、その取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように判断して請求人の請求を退けました。

消費税等の経理処理について、税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかを適用して総勘定元帳を作成するというは事実行為であるところ、本件の請求人のように、暦年の終了の時(12月31日)までに税込経理方式を適用して総勘定元帳を作成していた事業者が、それに基づいて所得税等の確定申告をした後に、税抜経理方式を適用した総勘定元帳を改めて作成し、それに基づいて所得税等の修正申告をしたとしても、それによって、暦年の終了の時までに税込経理方式を適用して総勘定元帳を作成したという事実行為が是正されて遡及的に変更されるということは観念できない。
 <検索方法>〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-1-1111
 (税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.548 2021.11.25

固定資産税～分割評価された土地に係る賦課決定の違法性又は不当性の有無

(令03-03-10 裁決 認容 F0-7-016)

本件は、処分庁(益田市長)が、請求人の所有する1筆の土地を法面部分(山林並雑種地)と平地部分(雑種地)との地積により分割評価して固定資産税の賦課決定処分を行ったところ、請求人が、平地部分(雑種地)の地積は過大であり、現況を反映したものではないと主張して処分の取消しを求めた事案です。

争点は、分割評価された土地に係る固定資産税の賦課決定の違法性又は不当性の有無です。審査庁(益田市長)は、「実地調査を伴わない固定資産税の賦課決定の適法性」については、関係法令の定め及び裁判所の判示に照らして、処分が適法に行われたと判断するに足る主張立証が認められないと判断し、「分割評価

の適法性」については、次のとおり判断して賦課決定処分を取り消しました。

土地の評価に当たって処分庁に分割評価の義務があるとはいえないが、一方で、処分庁は、適正な時価により固定資産課税台帳に登録する価格決定の義務を負っており、分割評価の方法で土地の評価を行う以上、現況及び利用目的を観察し、それぞれの地目ごとの適正な地積により価格を決定する義務があるといえる。

以上のとおり、現況を反映したものではないと推定される地積に分割評価された固定資産税の賦課決定は、処分庁が負う地方税法上の義務に照らし、違法とまではいえないものの、妥当性を欠くものと判断される。

<検索方法>〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-7-016
 (税法データベース編集室：藤原 真由美)

**全税共はVIP・年金の拡販を通じて
 税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています**

◆ 全税共の事業 ◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス
 ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか



TAINSメールニュース No.549 2021.12.02

取締役会決議の有効性／深夜の電子メールによる招集通知と特段の事情

(平29-04-13 東京地裁 棄却 控訴 Z999-6156)

本件は、原告（Aグループの創業者・93歳）が、被告A社の取締役会における原告を代表取締役から解職する旨の決議（本件決議）は、原告に対する適法な招集通知が行われなかった瑕疵により無効であると主張して、A社に対し、本件決議が無効であることの確認を求めた事案です。東京地裁は、次のように判示して原告の請求を棄却しました。（東京高裁・棄却・確定）

原告が自らパソコンを操作することがないこと等を考慮すると、招集通知メールがメールサーバに記録されたことをもって、原告の了知可能な状態に置かれた（支配圏内に置かれた）ということとはできない。加えて、取締役会前日の深夜のメール送信であって、実質的に見ても招集通知がされたと評価することは困難である。しかし、本件取締役会には、原告を除く取締役

ら全員が出席しており、そのうち棄権した原告の次男を除く全員の賛成をもって本件決議が成立している。原告を除く取締役らは、取締役会の前夜、顧問弁護士も交えて協議をし、原告の長男が判断能力の低下した原告を利用してA社に混乱をもたらすことなどを防止するために、原告を代表取締役から解職するとの意見を形成するに至っている。

以上によれば、原告がA社の取締役会において相当に強い影響力を有していたことなどを考慮しても、原告が本件取締役会に出席してもなお本件決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるというべきである。したがって、招集手続の瑕疵は決議の効力に影響がないものとして、本件決議は有効になる。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-6156

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.551 2021.12.09

固定資産税等の納税義務者／不動産登記簿上の所有者／賦課期日後に死亡

(令02-03-30 裁決 認容 F0-7-025)

処分庁は、各土地に係る平成31年度分の固定資産税等の賦課決定処分を行い、納税通知書により審査請求人に通知しました。審査請求人は、京都市長に対し、処分の取消しを求める審査請求を提起しました。

京都市長は行政不服審査法第46条第1項の規定により、京都市第2行政不服審査会答申に基づき、審査請求に係る処分を取り消しました。

処分庁は、審査請求人を、賦課期日現在各土地を現に所有する者と認定し、納税義務者の代表者としたうえで本件処分を行ったものと解されるが、Bは平成31年1月13日に死

亡していることから、登記されている者が賦課期日前に死亡している場合で固定資産を現に所有する者が納税義務者となる場合には該当せず、平成31年度の固定資産税等の納税義務者は、平成31年1月1日現在の登記簿上の所有者であるBとすべきである。したがって、審査請求人を納税義務者とした本件処分には違法性が認められる。

なお、本件処分については、納税義務者をBとしたうえで、納税義務を承継する者として、法定相続人である審査請求人及び子3名の合計4名のそれぞれに対し、各土地に係る固定資産税等を相続分に応じて按分し、当該税額を課すべきである。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-7-025

(税法データベース編集室：大高 由美子)

しっかりした補償で専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険
会計参与賠償責任保険

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
<https://zeirishi-hoken.co.jp>





とこる君
(所得税担当)

TAINSメールニュース No.552 2021.12.16

賃貸マンションの時価～節税目的で取得した不動産に評価通達6項を適用～

(令02-11-12 東京地裁 棄却 控訴 Z888-2362)

被相続人は、相続開始の約2か月前に、法人向けの単身者用高級賃貸マンション(本件不動産)を銀行からの借入金(15億円)で取得しました。この事案は、原告らが、本件不動産の時価を通達評価額により相続税の申告をしたところ、処分行政庁が、評価通達6項に基づき、鑑定評価額により更正処分等を行ったことから争われたものです。裁判所では、次のとおり、評価通達の定めにより難い「特別の事情」があると判断して、原告らの請求を棄却しました。

なお、控訴審(令和3年4月27日東京高裁)においても棄却されています。

本件不動産に係る通達評価額(4億7761万円余)と鑑定評価額(10億4000万円)とのかい離の程度が極めて

大きく、これによって相続税の額にも大きな差が生じていることに加えて、被相続人及び原告Aが評価額の差異によって相続税額の低減が生じることを認識し、これを期待して本件不動産を取得したことに照らせば、本件不動産については、評価通達の定める評価方法によって財産を評価することによって、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかであるから、特別の事情があるというべきである。

そして、鑑定評価額は、本件不動産の客観的な交換価値を示すものとして合理性を有するものであるから、本件不動産はこれによって評価することが許されるものと解され、本件不動産の時価は、鑑定評価額であると認めるのが相当である。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2362

(税法データベース編集室：依田 孝子)

TAINSメールニュース No.553 2021.12.23

税理士損害賠償請求／小規模宅地等特例の適用が可能か否かの検討

(令02-06-11 横浜地裁 一部認容一部棄却 Z999-0178)

被告である税理士法人に相続税の申告を依頼した原告らが、被相続人が特定同族会社に賃貸していた建物の敷地に、小規模宅地等の特例の適用の可否が検討されなかったとして、被告に対し債務不履行に基づく損害賠償等を求めたものです。

この建物は、賃貸借契約締結後、最初の賃料支払日の到来前に被相続人が死亡したため、相続の開始の時点では、賃料の支払が一度もされていませんでした。

横浜地裁は、被告には債務不履行があったと判断しています。

不動産の貸付け等が準事業に当たるためには、当該不動産の貸付けが、相当の対価が定められ、かつ、相当程度の期間継続することを予定した賃貸借契約に基づいて行われてい

ることが必要であるが、相続の開始前に、賃料が支払われたことがあることを必須の要件とするものではないと解するのが相当である。

本件土地は、被相続人の準事業の用に供されていた宅地等に該当するものであり、特定同族会社事業用宅地等として小規模宅地等の特例の適用を選択するためのその他の要件を全て満たしていたと認められる。

被告は、申告の時点までに、本件土地について小規模宅地等の特例の適用が可能か否かについて検討していなかったものと認めるのが相当であり、被告には、小規模宅地等の特例の適用の可否の検討を怠った点で契約上の注意義務違反があり、契約上の債務不履行があったと認められる。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z999-0178

(税法データベース編集室：草間 典子)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。 **税理士業界一筋45年余の信頼と実績**

報酬自動支払制度が選ばれる理由

- 理由1 未収金を防ぎ業務負担を大幅に軽減!
- 理由2 基本料金0円! 関与先1件335円で利用可能! *郵送型「POST」の場合
- 理由3 総合的な売上管理が可能! *ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合
- 理由4 確定申告や相続税の申告など 不定期の報酬にも対応!

用途に応じて選べる2つの方式

POST 郵送型 帳票を毎月郵送

まずは1件から始めたい先生におすすめです。

- 利用料金
- 基本料..... 無料
- 口座振替請求手数料..... 335円/件

e-NET ネット型 ネットで管理も楽々

集金管理の効率化を図りたい先生におすすめです。
[e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)]

- 利用料金..... 1,800円/月
(5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。)
- 口座振替請求手数料..... 240円/件

ネット型「e-NET」新機能

税理士先生に代わり 関与先様へ「請求書」をメールで無料送信出来ます。

*表示金額に消費税は含まれません。

➡ **〈報酬自動支払制度〉オンライン説明始めました。** オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申し込みにください。
電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryouto@nichizei.com

東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1 東京税理士協同組合会館 〒151-0051 <https://www.tozeikyo.or.jp>

お問合せ 資料請求 **0120-155-551** ホームページからどうぞ
東京税理士協同組合 禁煙 日税ビジネスサービス 事務代行社



TAINS セミナー 中小企業の税務実務に有益な最近の裁判例 ～税理士が知らないではすまされない重要裁判例～ 2021年11月26日収録	
講師	酒井 克彦 (中央大学法科大学院教授)
再生時間	1部 1時間 45分 2部 58分 3部 55分
研修時間	4時間
研修資料のダウンロード	研修資料 20211126resume.pdf 参考資料 20211126refer.pdf

近畿税理士会 TAINS を利用した判例研究研修会 判決・裁決の読み方 2020年12月14日収録	
講師	前川 武政 (調査研究部長) 東 紘太郎 (情報化対策部副部長)
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	201214resume_1.pdf 201214resume_2.pdf

TAINS AI セミナー エンジニアの視点からみた AI の実践的活用法 ～法律分野における活用事例から～ 2020年10月9日収録	
講師	舟木類佳 (株式会社 LegalForce 執行役員)
進行役	酒井 啓司 (当財団副会長)
再生時間	1時間 30分
研修時間	1時間 30分

消費税の誤りやすい事例 2021年4月21日収録	
講師	熊王 征秀 (東京税理士会所属)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会所属)
再生時間	3時間
研修時間	3時間
研修資料のダウンロード	一部画像が不鮮明なため、資料とあわせてご覧ください。 210421 reseme.pdf

近畿税理士会 TAINS を利用した判例研究研修会 2020年9月17日収録	
講師	柏木 英樹 (税理士)
再生時間	1時間 30分
研修時間	1時間 30分
研修資料のダウンロード	200917resume.pdf

改正消費税法の ファイナルチェック 2019年3月22日収録	
税理士	熊王征秀 (東京税理士会 武蔵野支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	1. 前編 1時間 25分 2. 後編 1時間 8分
研修時間	3時間
研修資料のダウンロード	190322 resume.pdf

TAINS の活用によりひもどく、役員 給与実務の分岐点 2016年12月7日収録	
税理士	小林 俊道 (東京税理士会 神田支部)
コーディネータ税理士	小菅 貴子 (東京税理士会 本郷支部)
再生時間	1. 前編 1時間 16分 2. 後編 1時間 16分
研修時間	2時間 30分
研修資料のダウンロード	161207resume.pdf

推計取得費の検討と実務的対応 2018年1月16日収録	
税理士	若林 俊之 (東京税理士会 足立支部)
コーディネータ税理士	草間 典子 (東京税理士会 足立支部)
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	180116data.pptx 180116resume.docx

人工知能・高度情報社会における 税務・会計のあり方を考える 2016年11月7日収録	
講師	(東京大学大学院学際情報学府) 博士課程 加瀬 郁子
コーディネータ税理士	_____
再生時間	1時間
研修時間	1時間
研修資料のダウンロード	161107seminar.pptx

TAINS を利用した「所得税トラブル 事例の検討」 2016年11月10日収録	
税理士	土屋 栄悦 (東京税理士会 渋谷支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	161110resume.pdf

税理士が知っておきたい「金融支援と創業支援」のポイント —金融支援プレミアムの転換期に税理士に求められることは?— 2016年11月22日収録	
税理士	湊 義和 (東京税理士会 麹町支部)
コーディネータ税理士	_____
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	161122resume.pdf data-1.pdf data-2.pdf

「裁決・判例等からみた相続税財産評 価の留意点」 2016年12月5日収録	
税理士	川島 雅 (東京税理士会 神田支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	161205rsume.pdf

誤りやすい消費税の実務—重要判決・裁 決の確認と TAINS の活用— 2015年11月10日収録	
税理士	熊王 征秀 (東京税理士会 武蔵野支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	1. 前編 1時間 5分 2. 後編 1時間 12分
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	151110resume.pdf

TAINS を活用した役員給与に関する研修会 —役員給与の諸問題— 2016年10月3日収録	
税理士	湊 義和 (東京税理士会 麹町支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	161003resume.pdf

裁判例から見る借地権課税の留意点 2017年4月19日収録	
税理士	若林 俊之 (東京税理士会 足立支部)
コーディネータ税理士	草間 典子 (東京税理士会 足立支部)
再生時間	1. 前編 46分 2. 中編 50分 3. 後編 1時間 6分
研修時間	2時間 30分
研修資料のダウンロード	170419resume.pdf 170419slide.pdf

検索キーワードランキング 20

令和3年1月～令和3年12月

順位	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月
1	消費税	譲渡費用	譲渡所得	消費税	消費税	消費税
2	退職金	譲渡所得	譲渡	土地	相続税	役員退職金
3	相続税	消費税	譲渡費用	譲渡	役員退職金	建物
4	相続	譲渡	不動産所得	退職金	土地	贈与
5	土地	不動産所得	必要経費	建物	貸倒損失	土地
6	建物	贈与	消費税	時価	小規模宅地	小規模宅地
7	役員退職金	取得費	建物	贈与	譲渡	相続税
8	贈与	必要経費	取得費	譲渡所得	退職金	借地権
9	交際費	建物	土地	相続税	資本的支出	評価
10	取得価額	土地	贈与	取得価額	贈与	譲渡
11	譲渡	役員退職金	収用	不動産	更正の請求	更正の請求
12	譲渡所得	相続税	不動産	役員退職金	譲渡所得	意義
13	資産税審理研修資料	退職金	所得税	必要経費	時価	譲渡所得
14	時価	貸倒損失	固定資産税	債務控除	役員	法人税
15	所得税	事業的規模	役員退職金	取得費	評価	時価
16	役員報酬	誤りやすい事例集	取得価額	相続	建物	退職金
17	給与	事業所得	更正の請求	源泉徴収	事業所得	取引相場のない株式
18	取得費	取得価額	事業所得	評価	所得税	不動産
19	譲渡費用	修繕費	役員	小規模宅地	相続	役員報酬
20	必要経費	評価	退職金	贈与税	法人税	事務所

順位	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月
1	消費税	消費税	電子帳簿	消費税	消費税	贈与
2	相続税	時価	消費税	土地	貸倒損失	消費税
3	譲渡	退職金	贈与	貸倒損失	建物	建物
4	贈与	借地権	役員退職金	相続税	土地	重加算税
5	借地権	役員退職金	土地	小規模宅地	相続税	相続税
6	役員退職給与	土地	退職金	みなし贈与	贈与	土地
7	小規模宅地	譲渡	相続税	資産税審理研修資料	資産税審理研修資料	給与
8	評価	小規模宅地	株式	建物	譲渡所得	相続
9	土地	建物	株式	役員退職金	取得価額	使用貸借
10	時価	贈与	時価	贈与	資本的支出	小規模宅地
11	役員	相続税	みなし贈与	退職金	譲渡	時価
12	役員退職金	貸倒損失	役員	評価	株式	役員
13	建物	駐車場	小規模宅地	譲渡所得	株式	譲渡
14	貸倒損失	固定資産税	貸倒損失	役員	時価	資産税審理研修資料
15	役員報酬	給与	借地権	取得価額	借地権	退職金
16	☆2021年07月収録分	使用貸借	取得価額	交際費	給与	評価
17	退職金	譲渡所得	法人税	借地権	源泉徴収	交際費
18	相続	必要経費	建物	更正の請求	修繕費	譲渡所得
19	寄附金	役員	譲渡	不動産所得	評価	借地権
20	譲渡所得	更正の請求	贈与税	役員報酬	駐車場	取得価額

TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel などが必要になります。



各種申請書
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等）
- 税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法・市区町村
- 警察署 ・道路交通法等
- 国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



契約書

- ・継続的売買取引・土地の賃貸借契約・建物の賃貸借契約・動産の賃貸借契約
- ・使用貸借契約・金銭貸借契約・抵当権・根抵当権・債権譲渡・仮登記担保設定契約
- ・動産譲渡担保契約・贈与契約・委任・委託契約・労働契約・請負契約・支配人選任契約
- ・経営委任契約・商取引開始から終了まで、その他・知的所有権契約・合併契約・株式譲渡契約
- ・営業譲渡契約・企業提携に関する契約・土地建物の売買契約、建物の売買契約
- ・近隣に関する契約・成年後見に関する契約・介護に関する契約



内容証明

- ・土地の貸借・建物の賃貸
- ・不動産売買・金融取引
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



事例別検索

- ・社員に関わる手続
- ・会社に関わる手続



ビデオライブラリ

- ・2時間で分かる決算書の見方
 - ・2時間でできる人事考課評定者トレーニング
 - ・問題社員を見抜く採用・面接の選考テクニック
 - ・これだけは知っておきたい改正高年齢者雇用安定法
- 正高年齢者雇用 ...



ビジネスサポート
web セミナー

- 2017年改正個人情報保護法の注意点
- 最高裁判決からみるメンタルヘルス

ダウンロードランキング

- 1位 ◆労働条件通知書兼雇用契約書
- 2位 ◆就業規則【従業員10人未満の事業場】
- 3位 ◆コンサルティング業務委託契約書
- 4位 ◆取引先慶弔見舞金規程
- 5位 ◆合併による法人の消滅届出書
- 6位 ◆土地転貸借契約書
- 7位 ◆金銭消費貸借契約書（汎用モデル〔分割払い〕）
- 8位 ◆出向協定書
- 9位 ◆遺産分割協議書（登記原因証明情報）
- 10位 ◆定時株主総会議事録（株式会社・定款変更）

1 税法データベース収録情報一覧 2021.12.31現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,199	3,338	1,553	319	520	362	834	13,125
裁 決	2,125	1,598	1,179	464	239	40	1	5,646
通 達	3,606	4,690	2,194	744	22	0	240	11,496
相談事例	1,951	4,233	2,996	2,432	126	1	352	12,091
その他文書	0	0	0	0	0	0	121	121
行政文書	84	141	0	19	2	0	2,028	2,274
計	13,965	14,000	7,922	3,978	909	403	3,576	44,753

・裁決には、非公開裁決3,393件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は9,292件です。

2 収録期間 2021.12.31現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和3年9月17日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和3年6月25日まで
その他		判決・裁決 令和3年7月19日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学校のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2021.12.31現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,328	31
東京地方	693	8
千葉県	247	2
関東信越	567	6
近 畿	1,217	5
北海道	199	2
東北	338	2
名古屋	484	4
東海	341	6
北陸	158	1
中国	326	2
四国	177	2
九州北部	299	2
南九州	235	2
沖縄	76	0
小 計	7,685	75
そ の 他	254	
合 計	8,014	

TAINS研修会のお知らせ

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部地域を除いて会場型研修は開催を見合わせております。

なお、会員ページの「研修サイト」からはオンデマンド研修を配信しており、視聴後に受講時間を登録できます。



TAINS 2022年新年号

- 発行日／2022年1月15日(VOL.28 通巻第229号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／清田 明弘
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail : info@tains.or.jp
- HP : https://www.tains.org

税理士新規登録者なら
税理士の最強ツール
タインズが

6ヶ月
無料
制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

税理士の
必携ツールが!!

ライバルに
差をつける。

判例・裁決を読んで
そなえよう!!

- ・税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 <不課税> + 利用料 1,018 円 <税込>)
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込む
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



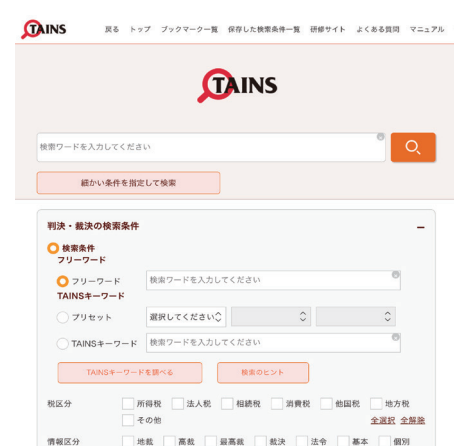
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧になれます。

欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

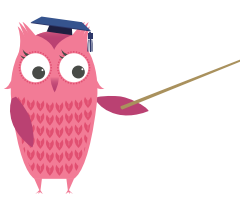
誰でも簡単に
検索できる!!



欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!

読みやすい
判決・裁決!!

TAINSで
研修がうけられる。



TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン

新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。

従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。

判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

■ スマートフォンにも対応。

調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。

今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。

■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。

会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



税理士の方であれば、30日間無料でお試しいただけます(退会者・お試し会員期間終了者も再度入会可能となります)。
www.tains.org トップページ無料お試し会員受付中のボタンから!! 是非お試しください。

■「無料お試し会員」で体感



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

個人会員 <small>税理士個人の方はこちら。</small>	法人会員 <small>税理士法人で2ライセンス以上ご利用の方はこちら。</small>
月払い 2,018円 (税込)	月払い 4,037円~ (税込)
年払い 22,186円 (税込) <small>月払いよりも年間2,000円お得です</small>	年払い 44,372円~ (税込) <small>月払いよりも年間約4,000円お得です</small>

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

1001 ■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

税理士新規登録者に対する6か月間の無料制度がスタートしました。詳しくはホームページをご覧ください。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAXしてください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

※無料お試し会員はこちらから!!



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士 (法人) 登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等のTAINSからのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。
 ※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。
 ※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。
 ※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。
 ※入会月は無料です。
 ※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
<https://www.tains.org>
 Mail:info@tains.or.jp

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の
「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、
加入者の皆様によって支えられています。
下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 **江本 英仁**（関東信越税理士会 会長）



税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちせいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

